

# 伊勢市地域生活支援拠点事業登録の流れ（支援者用）

（緊急時の支援機能）登録までの流れは以下のとおり。

## ① インテーク

- ・登録希望者の緊急時のニーズを把握
- ・地域生活支援拠点登録対象者の確認
  - ➔ 対象外となった場合は通常時の予防支援を検討する。

## ② アセスメント

- 以下を検討する。
- ・安全、安心な地域生活の構築（サービス等利用計画案へ反映）
  - ・想定される緊急事態とその支援方法（緊急時支援計画へ反映）
    - ➔ 登録希望者は「利用登録届」を市に提出する。

## ③ 事前登録シートの仮作成、障害福祉サービスの申請

- ・事前登録シート（A）：登録者情報
- ・事前登録シート（B）：緊急時支援計画
- ・必要に応じて障害福祉サービスの申請を行う
  - ➔ 通常時の予防支援プラン（サービス等利用計画（案））を併せて作成する。

## ④ 事前登録する支援内容の調整

- ・緊急時支援者（事業所等）との調整

## ⑤ 予防支援プランの見直し・作成

- ・必要に応じてサービス等利用計画を修正・作成

## ⑥ 緊急時支援計画の作成・登録

- ・事前登録シート（A）（B）を決定
  - ➔ コーディネーターから福祉総合支援センター（基幹相談C）へ提出された事前登録シート（A）（B）を緊急時支援者と共有する。

## ⑦ 登録完了後（予防支援プランの実施）

- ➔ 緊急時支援の実施や緊急時支援後の緊急会議により、課題・改善点を抽出し通常支援へ戻す検討を行うとともに、全体経過を通じてPDCAサイクルにより改善点を今後の支援や市の施策へ反映させる。

## ① インテーク

相談に係る各支援者の対応内容は、以下のとおり。

### 計画相談支援事業所

(主な対応内容)

- 登録希望者のニーズ把握
- チェックリスト等を活用した地域生活支援拠点登録対象者の確認

(算定可能な報酬の例)

- サービス提供時モニタリング加算
- 継続サービス利用支援

### 地域相談支援センター（コーディネーター）

(主な対応内容)

- 登録希望者のニーズ把握
- チェックリスト等を活用した地域生活支援拠点登録対象者の確認
  - ➡ 計画相談支援事業所と連携する。
- 障害福祉サービス未利用者については計画相談支援事業所の調整を実施

## ■ 用語解説

※予防支援プラン＝サービス等利用計画にて実施される計画

【ガイドブックにおける用語の定義】

- ・ 予防支援：通常支援で行われる緊急を緊急にしない支援（家族依存としない生活）
- ・ 予防支援プラン：緊急時に備えるための支援（体験利用）

※緊急時支援計画＝事前登録シート（A）（B）に基づく緊急時の対応を円滑に進めるための計画

## ② アセスメント

緊急時支援の初期検討に係る各支援者の対応内容は、以下のとおり。

### 計画相談支援事業所

(主な対応内容)

- 緊急時に必要な支援の検討
- 通常支援で想定される緊急事態の予防支援プランを検討
- 「利用登録届」を市に提出

### 地域相談支援センター（コーディネーター）

(主な対応内容)

- 緊急事態に備えた登録希望者、その家族等及び関係機関との関係性の構築
- チェックリスト等を活用した地域生活支援拠点登録対象者の確認
- ➡ 計画相談支援事業所と連携する。

### 福祉生活相談センター（基幹相談支援）

(主な対応内容)

- 全体のバックアップ

### 伊勢市高齢・障がい福祉課

(主な対応内容)

- 「利用登録届」を受領

## ■ 緊急時の対応（人員）に対する支援

【解説】

7,000 円/人・日（市単独の緊急時支援に対する支援）

※通常業務時間外に緊急対応が発生し、通常勤務する従事者以外の者が急遽対応するため、かけつけ対応を行った場合に市から支援します。

### ③ 事前登録シートの仮作成

緊急時の支援計画・予防支援プランの検討に係る各支援者の対応内容は、以下のとおり。

#### 計画相談支援事業所

(主な対応内容)

- 事前登録シート（A）（B）の仮作成
- 通常時の予防支援プラン（サービス等利用計画（案））の作成
- 緊急時支援者（事業所等）、緊急時支援等の検討・候補選定

(算定可能な報酬の例)

- 集中支援加算
- サービス担当者会議実施加算
- 継続サービス利用支援

#### 地域相談支援センター（コーディネーター）

(主な対応内容)

- 各種会議の招集・参加
- 予防支援プランや体験利用の必要性についての家族等への説明・調整
- ➡ 計画相談支援事業所と連携する。

#### 福祉生活相談センター（基幹相談支援C）

(主な対応内容)

- 全体のバックアップ

#### ■ 集中支援加算

【解説】

- 300 単位/月（訪問、会議開催、会議参加それぞれ月 1 回を限度）
- 300 単位/月（通院同行は、月 3 回、同一の病院等については月 1 回を限度）
- 150 単位/月（情報提供機関の区分ごとにそれぞれ月 1 回を限度）

※計画決定月及びモニタリング月以外の月に、障害福祉サービス等の利用に関して、月 2 回以上の居宅等をして訪問しての面接を行った場合、利用者や家族が出席するサービス担当者会議を開催した場合、他機関の主催する利用者の支援の検討等を行う会議へ参加した場合などに請求できる報酬。

#### ④ 事前登録する支援内容の調整

緊急時の支援体制の検討に係る各支援者の対応内容は、以下のとおり。

##### 計画相談支援事業所

(主な対応内容)

- 緊急時支援者（事業所等）への受入相談・調整

(算定可能な報酬の例)

- 地域体制強化共同支援加算

##### 地域相談支援センター（コーディネーター）

(主な対応内容)

- 緊急時支援者（事業所等）への受入相談・調整  
➡ 計画相談支援事業所と連携する。

##### 福祉生活相談センター（基幹相談支援C）

(主な対応内容)

- 全体のバックアップ
- 地域課題の抽出

#### ■ 地域体制強化共同支援加算

【解説】

2,000 単位/回（月 1 回を限度）

※地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合に請求できる報酬。

## ⑤ 予防支援プランの見直し・作成

緊急時の支援体制の構築に係る各支援者の対応内容は、以下のとおり。

### 計画相談支援事業所

(主な対応内容)

- 必要に応じてサービス等利用計画を修正・作成

(算定可能な報酬の例)

- 集中支援加算
- サービス担当者会議実施加算
- 継続サービス利用支援
- サービス利用支援

### 地域相談支援センター（コーディネーター）

(主な対応内容)

- 各種会議の招集・参加
  - ➡ 計画相談支援事業所と連携する。

### 福祉生活相談センター（基幹相談支援C）

(主な対応内容)

- 全体のバックアップ
- 各種会議への参加
- 地域課題の抽出

## ⑥ 緊急時支援計画の作成・登録

緊急時の支援計画の決定・登録に係る各支援者の対応内容は、以下のとおり。

### 計画相談支援事業所

(主な対応内容)

- 事前登録シート（A）（B）を決定

(算定可能な報酬の例)

- 継続サービス利用支援
- サービス利用支援

### 地域相談支援センター（コーディネーター）

(主な対応内容)

- 事前登録シート（A）（B）を緊急時支援者と共有（緊急時支援者へ最終確認）
- 事前登録シート（A）（B）を市に提出
  - ➡ 事前登録シート（A）（B）の写しを緊急時支援者、登録者へ送付。

### 福祉生活相談センター（基幹相談支援C）

(主な対応内容)

- 全体のバックアップ

### 伊勢市高齢・障がい福祉課

(主な対応内容)

- 事前登録シート（A）（B）を受領
- 登録完了後、登録番号等を管理する

## ⑦ 登録完了後（予防支援プランの実施）

登録完了後の予防支援プランの実施に係る各支援者の対応内容は、以下のとおり。

### 計画相談支援事業所

（主な対応内容）

- 通常時の予防支援プランを実施
- 事前登録シート（A）（B）の見直し・修正

（算定可能な報酬の例）

- 継続サービス利用支援
- サービス提供時モニタリング加算

### 地域相談支援センター（コーディネーター）

（主な対応内容）

- 緊急事態に備え、登録者等の状況把握・関係構築に努め、関係機関との連携を継続  
➡ 計画相談支援事業所と連携する。

### 福祉生活相談センター（基幹相談支援C）

（主な対応内容）

- 予防支援プランの実施等に係る課題を共有・整理し、改善への取り組みを実施

### 伊勢市高齢・障がい福祉課

（主な対応内容）

- 予防支援プランの実施等に係る課題を共有・整理し、改善への取り組みを実施

## 緊急時支援の実施

緊急時支援の実施に係る各支援者の対応内容は、以下のとおり。

### 緊急時支援者（事業所等）共通

（主な対応内容）

- 事前登録シート（A）（B）に基づき対応する

### 計画相談支援事業所

（算定可能な報酬の例）

- 緊急時の対応（人員）に対する支援（市単独：7,000 円/人・月）
- 地域生活支援拠点等相談強化加算

### ■ 地域生活支援拠点等相談強化加算

【解説】

700 単位/回（月 4 回を限度）

※地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合に請求できる報酬。

## 緊急時支援の終結後

緊急時支援の終結後に係る各支援者の対応内容は、以下のとおり。

### 緊急時支援者（事業所等）共通

（主な対応内容）

- 緊急時支援から通常支援への移行支援の検討・実施
- 緊急対応会議への参加

### 計画相談支援事業所

（算定可能な報酬の例）

- 集中支援加算
- サービス担当者会議実施加算
- 継続サービス利用支援

### 地域相談支援センター（コーディネーター）

（主な対応内容）

- 緊急対応会議の招集・参加

### 福祉生活相談センター（基幹相談支援C）

（主な対応内容）

- 緊急対応会議への参加
- 緊急時支援の課題・改善点等の抽出
- 伊勢市障害者施策推進協議会へ改善のための協議を実施

### 伊勢市高齢・障がい福祉課

（主な対応内容）

- 緊急対応会議への参加
- PDCAサイクルにて改善点を施策へ反映。

(参考：図解) 支給決定の流れと緊急時支援の流れの連動

